

保護者 様

埼玉県立児玉白楊高等学校長 黒田 勇輝

緊急事態宣言発令に伴う本校の対応について（お願い）

平素より、本校における新型コロナウイルス感染症防止対策に、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、学校生活等において、下記のとおり御連絡いたします。

つきましては、可能な限り休校等の措置を避け、通常の学校生活を維持していくためにも、是非とも御家庭での御協力をよろしくお願いします。

記

1 今後の予定

1月12日（火）～1月14日（木）は短縮40分×6時間の授業です（食堂・パン屋は営業します）。また、**再考査は予定通り実施します**。なお、1月15日（金）からは、平常授業です。

いずれも通常通り8時40分までに登校してください。なお、状況により変更になることがあります。

2 学校生活における対応

- (1) 登下校及び校内で、飛沫防止の観点から**必ずマスクを着用**します。
- (2) **流水と石けんによるこまめな手洗い**を行います。
- (3) 各授業において、「接触」や「密集」を避けるとともに、**近距離での活動を控えます**。また、屋内で活動する際は、**常時換気を徹底**します。
- (4) 昼食時には**会話をしない**ように注意しながら食事をとります。
- (5) **部活動については、原則活動を中止**します。

3 御家庭でお願いすること

- (1) 登下校時及び校内で、飛沫防止の観点から必ずマスクの着用や、こまめな手洗いをするよう御指導をお願いします。
- (2) 自宅で、朝の健康観察（検温など）を行い、Classroomによる回答をお願いします。
- (3) 下記の場合は、生徒の登校の自粛をお願いするとともに速やかに学校に御連絡ください。出席停止の措置をとります。
  - ア 同居家族内に体調不良者がいる（風邪症状、息苦しさや強い倦怠感、高熱等の症状がある場合）。
  - イ 生徒や同居家族が、濃厚接触者となった、PCR検査を受けるとなった。
  - ウ 生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症の陽性者になった。
- (4) 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、早退させ、自宅で休養するよう指導いたします。その際は、緊急連絡先に連絡することになりますので、御承知おきください。
- (5) **不要・不急の外出は避ける**よう御指導をお願いします。
- (6) **生徒のみでの会食等を自粛**するよう御指導をお願いします。
- (7) 風邪症状の生徒や感染者への偏見や差別が生まれないう、感染者等を特定するような行為、個人情報やSNS等で拡散するような行為がないよう情報の取扱いには、十分気を付けていただくとともに、あわせてお子様への御指導をお願いします。

担 当：教頭  
T E L：0495-72-1566